

山梨県公報

第二十二号

令和元年

七月二十五日

木曜日

目次

公 告

- 落札者の決定について……………一八三
- 土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
(二件)……………一八三
- 公安委員会
- 指定講習機関の代表者の氏名の変更の届出……………一八四
- 運転免許取得者教育実施者の代表者の変更について……………一八四
- 正 誤……………一八四
- 令和元年七月十二日付号外第十四号中……………一八四

公 告

●落札者の決定について
次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

令和元年七月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 落札に係る物品
- (一) 名称 特種自動車(リフト付きスクールバス)
- (二) 数量 二台
- 二 契約に関する事務を担当する所属
- (一) 名称 山梨県総務部財産管理課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号
- 三 落札者を決定した日 令和元年六月二十六日
- 四 落札者

- (一) 名称 いすゞ自動車首都圏株式会社山梨支社甲府支店
- (二) 住所 山梨県中巨摩郡昭和町築地新居七百五十一番地二十八
- 五 落札金額 四千二百五十五万六千九百八十円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の六第一項の規定による公告を行った日 令和元年五月十六日

●土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(山地区畑地帯総合整備事業(担い手支援型))計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和元年七月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和元年七月二十六日から同年八月二十六日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所
- 四 審査請求期間 この公告の日から令和元年九月十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年一月二十七日まで

●土地改良法第八十八条第一項の規定による県営土地改良事業計画の変更
土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十八条第一項の規定により県営土地改良事業(大藤地区農地耕作条件改善事業)計画を変更したので、同条第六項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び次のとおり関係書類を縦覧に供する。なお、この公告に係る決定に対して不服があるときは、山梨県知事に審査請求をすることができる。また、この公告に係る決定については、前記の審査請求のほか、山梨県を被告として、取消しの訴えを提起することができる。

令和元年七月二十五日

山梨県知事 長 崎 幸太郎

- 一 縦覧書類 変更後の県営土地改良事業計画書の写し
- 二 縦覧期間 令和元年七月二十六日から同年八月二十六日まで
- 三 縦覧場所 甲州市役所

- 四 審査請求期間 この公告の日から令和元年九月十日まで
- 五 取消訴訟の出訴期間 この公告の日から令和二年一月二十七日まで

公安委員会

山梨県公安委員会告示第三十四号

指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）第四条第一項の規定により、株式会社南部自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年七月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

- 一 変更後の代表者の氏名 一瀬浩
- 二 変更年月日 令和元年五月二十四日

山梨県公安委員会告示第三十五号

運転免許取得者教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）第七条第一項の規定により、株式会社南部自動車教習所から代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年七月二十五日

山梨県公安委員会

委員長 武 田 信 彦

- 一 変更後の代表者の氏名 一瀬浩
- 二 変更年月日 令和元年五月二十四日

正 誤

ページ	段	行	誤	正
-----	---	---	---	---

○ 令和元年七月十二日（号外第十四号）公布山梨県規則第六号（山梨県立子ども心理治療センターうぐいすの杜設置及び管理条例施行規則）

八 下 五

山梨県条例第二号。

山梨県条例第二号